

平成23年版 消防白書の概要

平成23年版消防白書が、平成23年12月16日の閣議配布 を経て公表されました。ここでは、その概要について紹 介します。

また、白書全文については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/concern/publication/) でもご 覧になれます。

○東日本大震災について

1. 東日本大震災における地震・津波の概要と被害状況 等について

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグ ニチュード9.0の地震が発生した。

この地震やこの地震に伴い発生した津波、その後の余 震等により、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心 に甚大な人的・物的被害が発生した。

人的被害は、死者1万6.079名、行方不明者3.499名と なり、物的被害も、住家について全壊が約12万棟、半壊 が約19万棟となるなど、津波に起因した被害を中心とし て、広範囲にわたり甚大な被害が発生した(平成23年11 月11日現在)。

東日本大震災においては、累計286件の火災が発生し た。このうち、岩手県山田町や宮城県気仙沼市等におい ては、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線 のショート、漏電等により、大規模な市街地火災が発生 している。

東日本大震災により被害を受けた危険物施設は3,341 施設に上った。

石油コンビナート等特別防災区域においては、久慈地 区(岩手県久慈市)や仙台地区(宮城県多賀城市、七ヶ 浜町、仙台市)で屋外タンク貯蔵所や一般取扱所等が破 損・焼損するなど、多くの危険物施設等で被害が発生し た。



宮城県仙台市荒浜地区における津波の状況 (写真提供:仙台市消防局)

2. 東日本大震災における消防機関の活動状況について 被災地域の消防機関の活動

被災地域の消防本部及び消防団では、消火、救急、救 助等の活動が行われたほか、沿岸部においては、水門閉 鎖、津波警報の伝達や住民の避難誘導等の活動が行われ

これらの活動については、度重なる余震や津波警報等 により活動を中断することを余儀なくされたため、困難 を極めたが、消防本部と消防団が協力し、県内消防機関 及び全国から応援に駆けつけた緊急消防援助隊が到着す るまでの間、限られた消防力を駆使し、懸命の活動が行 われた。

一方、地震発生直後から避難誘導や広報活動に当たっ ていた消防職団員や災害対応のため署所や詰所へ参集途 上の消防職団員が津波により被害を受け、うち消防職員 27名(うち行方不明4名)及び消防団員254名(同12名)



宮城県気仙沼市内の大船渡線線路付近から東側一帯を見た焼損等の状況(右奥が海)



津波により火災が発生した製油所の状況 (宮城県多賀城市) (写真提供:塩釜地区消防事務組合消防本部)

の尊い犠牲が生じるとともに、庁舎や消防車両等が損壊 するなど、人的、物的にも甚大な被害を受けながらの活 動となった。

県内消防本部及び消防団による広域応援活動

消防相互応援協定による県内消防本部の応援活動も多くの県で行われた。岩手県、宮城県及び福島県においては、津波による沿岸部の被害が甚大であったため、主として内陸部の消防本部から沿岸部の消防本部に対して応援活動が行われた。

また、消防団についても、内陸部の各市町村から特に被害の大きかった沿岸部の市町村に対して、延べ1,400人以上の消防団員が応援出動し、消火活動や救助救出活動等に従事した。

緊急消防援助隊の活動

東日本大震災においては、法制化後初めて消防組織法 第44条第5項に基づく消防庁長官の指示により、緊急消 防援助隊が出動した。44都道府県の712消防本部から 3万人を超える消防職員が、岩手県、宮城県、福島県、 茨城県、千葉県、新潟県、長野県、静岡県の8県に出動 し、最終的には平成23年3月11日から6月6日までの88 日間にわたって、地元消防本部等と協力しながら活動を 実施し、5,064人を救助した。



津波被害を受けた庁舎(消防署)の状況 (写真提供:釜石・大槌地区地域行政事務組合消防本部)



宮城県気仙沼市鹿折地区における消火活動の状況 (写真提供:気仙沼・本吉地域広域行政組合消防本部)



緊急消防援助隊の消火活動状況 (写真提供:東京消防庁)



緊急消防援助隊の救助活動状況 (写真提供:大阪市消防局)

「水利が破壊された中、市街地火災へと発展した気仙沼市における海水利用型消防水利システムを活用した消火活動」や「福島第一原子力発電所における事故対応」、「ヘドロ状の浸水状況が続く中で、発災9日後の石巻市で奇跡的に倒壊家屋から2名を救出した人命救助活動」、さらには「地域の医療機関が被災したことなどによる遠距離救急搬送」など、懸命の応援活動が実施された。



緊急消防援助隊による3号機への放水 (写真提供:東京消防庁)

消防防災ヘリコプターについては、全国から58機が被 災地に応援出動し、孤立建物からの救助活動においてそ の能力を発揮したほか、陸上自衛隊のヘリコプターによ る救助活動と連携し、深夜の空中消火の実施により、仙 台市の孤立した小学校を火災延焼の危機から救った。

京葉臨海中部地区(千葉県市原市)で発生した高圧ガ ス貯蔵施設等の火災においては、地元消防本部、千葉県 消防広域応援隊及び緊急消防援助隊が海上及び陸上から 消火活動等を実施した。

福島第一原子力発電所における事故に際しては、3号 機使用済燃料プールに対し、東京消防庁、大阪市消防局、 横浜市消防局、川崎市消防局等の大規模消防本部を中心 に、放水活動を行った。

3. 東日本大震災を踏まえた課題への対応について

消防庁長官の諮問機関である消防審議会において「東 日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方」に ついて諮問が行われ、下記の事項等の検討と相互に連携 し審議されているところである。

緊急消防援助隊の機能強化

今後発生が懸念される大規模地震等に備え、より効率 的・効果的な活動を実現するため、「長期に及ぶ消防応 援活動への対応 | 及び「消防力の確実かつ迅速な被災地 への投入」に向け、緊急消防援助隊の機能強化について 検討を行う。

地域防災計画の見直し

地震・津波対策の推進のため、「地域防災計画におけ る地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」におい て、東日本大震災における地方公共団体の災害対応の検 証を行っているところであり、地域防災計画の見直しを 行う際の留意点及び参考事例を取りまとめ、地方公共団 体に示すこと等により、地域防災計画の見直しを支援し ていく。

情報通信体制の強化

災害時における住民への確実な情報伝達体制を確保す るため、防災行政無線の整備率の一層の向上や消防救急 無線のデジタル化を推進するとともに、J-ALERT に関し、情報伝達ルートの多重化も含めシステム全体の バックアップについて検討を行う。

|消防機関の活動体制の充実・強化

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活 動のあり方及び具体的に各消防本部がとるべき方策等に ついて検討を行うとともに、消防団活動のあり方、団員 の安全確保や処遇改善などの消防団の充実・強化につい て検討を行う。

大規模災害時における救急・救助のあり方

大震災における救急活動等を調査し、消防と医療の連 携について検証を行うとともに、大規模災害時における メディカルコントロールのあり方等について、引き続き 検討を行う。

また、東日本大震災で課題となった津波災害での救助 活動を踏まえ、津波による倒壊現場における救助活動の あり方について検討を行う。

危険物施設及び石油コンビナート施設における津波・ 地震対策の推進

東日本大震災における被害状況を踏まえ、危険物施設 や石油コンビナートの地震・津波対策について、引き続 き検討を行う。

研究開発の推進

消防隊員の安全確保のための研究開発、危険物施設の 安全性向上に関する研究など、東日本大震災で浮き彫り となった消防防災分野の重要課題に取り組む。

○その他の主な災害について

1. 台風第12号等の風水害について

8月~9月にかけて発生した台風第12号及び台風第15 号は、西日本から北日本にかけて、広範囲で記録的な大 雨をもたらした。

土砂災害、浸水、河川の氾濫等により、多くの人的・



平成23年台風第12号 和歌山県新宮市日足地域方面の被災現場 (写真提供:新宮市)



重機と連携した瓦礫除去・検索活動

住家被害が発生し、死者・行方不明者は112名にのぼった。 また、住宅被害は全壊が約400棟、半壊が約3,200棟、床上・ 床下浸水が併せて約3万2,000棟となった。(平成23年11 月2日現在)

台風発生時には、各被災地域の消防機関による避難誘導、救出救助活動及び行方不明者の捜索活動が行われた。

これらの災害を踏まえ、消防庁では、各市区町村における避難勧告等の発令基準、避難場所や避難所の安全性、 防災行政無線の設置場所について、早急な点検等の実施 を要請した。

2. ニュージーランド南島地震について

平成23年2月22日(火)8時51分(現地時間12時51分)、 クライストチャーチ市南南東約6km(震源の深さは約5 km)を震源とするマグニチュード6.3の地震が発生した。

国際緊急援助隊救助チームの一員として参加した総勢33名の消防救助隊員が、2月24日から3月12日までの間、余震や雨、さらに倒壊後の火災の影響もある困難な状況の中、救助活動はもとより、被災建物内の人命検索、貴重品の捜索・搬出活動などを行った。

○消防白書本文の内容について

第 I 部 東日本大震災について

第1章 地震・津波の概要

本震・余震及び津波の発生状況等について記述している。

第2章 災害の概要

地震や津波による人的被害・物的被害の状況、被災各 地において発生した火災や危険物施設の被害、福島原子 力発電所事故等について記述している。

第3章 消防庁・消防機関等の活動

消防庁における対応状況、被災地域消防機関の初動対 応や消火、救急・救助活動、緊急消防援助隊をはじめと



CTVビルでの活動を終了し、黙祷を行う救助隊員

した広域応援活動、地方自治体間における人的支援や各 機関による支援活動等について記述している。

第4章 東日本大震災を踏まえた課題への対応

消防審議会における議論や各種検討会における検討状況など、大震災を踏まえた消防防災体制の見直しや強化に向けた取組や考え方等について記述している。

第Ⅱ部 消防を取り巻く現状と課題について

第1章 災害の現況と課題

出火状況、火災による死者の状況等の火災予防行政の 現況と課題をはじめ、危険物施設における災害、風水害 や原子力災害等の各種災害の現況と課題、今後想定され る首都直下地震等の発生に向けた対策等について記述し ている。

第2章 消防防災の組織と活動

常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、消防職団 員の教育訓練、救急及び救助の体制、緊急消防援助隊等 について記述している。

第3章 国民保護への取組

国民保護法の目的、消防庁、地方公共団体の役割、国 民の保護に関する基本指針、国民保護計画等について記 述している。

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会をつくるための国民の防火 防災意識の高揚、地域における自主的な防災活動等につ いて記述している。

第5章 国際的課題への対応

国際緊急援助隊としての消防救助チームの活動や開発 途上諸国への消防技術協力等について記述している。

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

消防研究センターが実施した研究・開発や火災原因調査及び災害・事故等への対応、消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金)による産学官連携の推進、今後に向けた研究の課題等について記述している。